

第 27 号
2010.11.28

人権救済基金運営委員会

きつとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会

〒604-0971

京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

FAX (075) 231-2373

<http://www.kyotoben.or.jp>

人権救済基金ニュース

人権救済基金の廃止？

人権救済基金運営委員会 委員長 島崎哲朗

いつの日か、こんな挨拶をする日が来るかもしれません。

長い間、お世話になりました。

今から17年前、激論の末に発足した人権救済基金ですが、利用状況の低迷と基金を支える寄付の減少に鑑み、本年度末をもって廃止することとなりました。

今後は、法テラスの援助だけでは費用が賄えない事件は、提訴を諦めて下さい。資力のある方は、すべて御自分の資力で弁護士に頼んで訴訟を行って下さい。また、法テラスで「『勝訴の見込みがないとはいえない』とはいえない」として、援助を受けられなかった方は、裁判によって社会に問題提起をすることは諦めて下さい。

当基金が援助した事件は、すべて「公益事件」であり、当事者が多数であったり、調査に国外にまで出向いたり、専門家に鑑定書をお願いしたり、通訳が必要だったり、基金の援助があったとは言え、代理人として実務を担われた会

員の方には、多大な時間的、経済的な負担をおかけしたことと思います。これからは、基金の援助はなくなるのですから、「公益事件」を担当される皆様には、これまで以上に負担をおかけすることになり、心苦しい限りです。

とはいえ、司法修習生時代の生活を「給費制」のもと、国民の税金で支えて頂き、一人前の法曹に育てて頂いたわけですから、「公益事件」のための多少の負担は、ある意味で、当然のことかも知れませんね。

「給費制」の存続が危ぶまれているこの時期に、基金の廃止をお伝えするのは、大変残念なことであり、心ある市民、会員の皆さんは、「公益事件」の今後に、多大な危惧をもたれたことと思います。

その日が来ないことを願って、「公益事件」については遠慮なく基金に援助申込をされること、また一人でも多くの方が基金へ寄付をして頂くことを、改めて、お願い申し上げます。

来日した中国人の過労死事件について

弁護士 竹下 義樹

1 区役所に勤務していた友人から中国人過労死の遺族の相談を聞いてほしいという連絡が入った。遺族は妻と3歳の女兒、それに妊娠中の子であった。相談者は、社会保険事務所を訪ね、夫（中国人）が製薬会社の契約社員の研究員として勤務して7ヶ月余りで心不全により急死したため、厚生年金の申請をしようとしたが、加入期間が10ヶ月に満たなかったため、遺族年金の対象とならないと告げられた。次いで、相談者は、区役所を訪ね、児童扶養手当の申請を行った。その窓口担当者である私の友人が、亡夫の死は「過労死」ではないかと考え、私に相談するようにアドバイスしたのである。

2 相談者の亡夫は、平成7年5月11日から製薬会社に研究職として勤務していた。亡夫は平成7年12月20日の出勤途中で路上で倒れ、虚血性心不全により同日死亡した。相談者は上記災害を業務上の事由によるものであるとして、平成9年4月11日、労働基準監督署長に遺族補償年金支給請求書及び葬祭料請求書を提出した。しかし、労働基準監督署長は、上記災害を業務上の事由によるものではないとして、平成9年11月14日付で保険不支給決定を行った。相談者は、上記保険不支給決定を不服として平成10年5月20日付で労働保険審査会に対し、再審査請求を行ったが、同審査会は約7年間も経過した後、平成17年2月25日付で再審査請求を棄却する旨の裁決を行った。そこで、相談者は遺族年金不支給決定の取消を求め、平成17年8月27日、大阪地方裁判所に提訴するとともに、製薬会社についても損害賠償を求めて平成17年12月19日に提訴した。

3 (1) 相談者の夫は、妻とともに中国から来日し、京都大学農学部、同大学院博士課程を経て、製薬会社に研究員として就職した。亡夫の製薬会社での身分は研究員

ではあるが、契約社員という1年限りの雇用期間であった。亡夫の雇用関係は1年目の実績により（研究員としてどのような成果を上げるかという実績）2年目の雇用継続が決まるという不安定なものであることから、亡夫は実績を上げるために努力をした。研究所にはタイムレコーダーが設置されており、所定終業時間に実際の退勤とは関係なくタイムレコーダーを打刻し、引き続き研究所または図書館で業務を続けていた。亡夫は、土日にも京都大学の図書館や研究室に出向き、新薬開発のための学習や研究活動を続けていた。学会に参加する場合には、経費を節約するため、開催地に宿泊するのではなく、自宅から3日間連続して往復するというハードなスケジュールをこなした。夜8時や10時に帰宅した後も、自室で文献を整理し、ノートづくりに余念がなかった。

(2) 亡夫は、勤務から約7ヶ月目である12月20日出勤途中の路上に倒れ、心不全により帰らぬ人となった。亡夫の急死により、相談者は3歳の子と胎児を抱え、直ちに生活困窮に直面することになった。翌年には長男を出産し、以後2人の子どもを日本で育てることになった。相談者は、亡夫が日本で成功したいとがんばっていたことを大事にし、2人の子どもたちを亡夫が望んでいた日本で教育を受け成人させたいと思い、生活の糧を得るべく奔走しはじめた。しかし、厚生年金加入期間が短いため、遺族年金はもらえず、労災申請も跳ね返され、わずか児童扶養手当のみの支給しか受けられない現実の中で、子育てを続けなければならないこととなった。

(3) 裁判では、亡夫の被災直前における労働時間がもっとも重要な争点となることになるが、厚労省が過重労働の基準として示している週80時間には記録上

は達していなかった。代理人はタイムカードに現れていない時間外労働が実態として存在したことを主張、立証したが、裁判所からは受け入れられなかった。また、代理人は労働の過密性や研究職という特殊性、就労継続を勝ち取るために追い詰められ精神的な負荷を受けていたことを立証したが、労災認定には至っていない。

- 4 (1) 相談者は、亡夫とともに来日し、自らは同志社大学に入学して心理学を専攻していた。そして、亡夫が急死した時点では大学院に属し、研究職を目指している過程であった。相談者は、亡夫が急死した時点では3歳の女兒を抱え体内には男児を身ごもっていた。相談者は、亡夫が急死した後も日本での生活を選択し、大学院での研究活動を中止し、自らが就職し母子の生活を支えることにした。相談者は、急死した夫の死を私病が原因であるということに納得できず、今も亡夫の名誉回復と遺族の生活保障を求めて闘い続けているのである。

私は相談者の願いを実現すべく、審査請求を提起し、さらには再審査請求を申し立て、労災認定を勝ち取るべく努力した。その時点では実費を当分は私が立て替えることとし、労災認定が勝ち取れることを信じて、その時点での精算をすることで相談者との二人三脚の闘いを始めた。しかし、再審査請求も棄却された時点で、私一人では訴訟を闘い抜くことはできないと判断し、複数の弁護士に応援を依頼することにした。最終的には、4人の弁護団で相談者の2つの訴訟を担当することになった。そこで、4人の弁護士の訴訟活動を支える資金をどのように確保するかが大きな問題となった。弁護団で議論し、法律扶助を利用し援助が受けられたものの、弁護団会議を開催する際の費用や証人予定者との打ち合わせ、さらには鑑定書を作成する費用などを捻出することができなかった。そして、本会の人権救済基金からの援助を受けることによって、そうした訴訟活動に不可欠な費用を捻出することができたことにより、立証活動を充実させることができた。

- (2) 製薬会社を被告とする訴訟は、第1審で敗訴し、控訴審で製薬会社が遺族に500万円を支払うことで和解が成立し

たものの、行政訴訟は現在も最高裁に係属しているのである。相談者が今日まで闘い続けることができたのは、多くの支援者に支えられていることもあるが、訴訟提起にあたり、裁判費用を捻出できなかった場面で、本会の人権救済基金の援助を受けることができたことが大きな力となった。相談者は、今も日本で働きながら、2人の子どもを育てており、最高裁での逆転勝利を信じて闘い続けているのである。



土地所有権の濫用を許すな—船岡山マンション建設事件

弁護士 秋山 健 司

1. 船岡山マンション建設事件の発端

2004年の終わり頃から、船岡山南側斜面地に、建築業者がマンション建設を進めました。

船岡は国史跡、名勝、天然記念物指定地、文化財環境保全区であり、上記マンションの建築はその環境を根底から破壊するものです。

更に、上記建築現場周辺から五山の送り火が見えなくなる、緑が大きく失われるという問題、傾斜地に建つことによる安全性の問題、住民合意が形成されない中で建築が進められているという問題、市の介入を受けて新たな変更計画が示されるもその内容が改善された斜面地条例に照らして不十分であったという問題などもあります。

そこで、周辺住民の方々を中心となって、公共の利益にも通じる自然的な環境、文化的・歴史的な環境、ひいては景観の保持、近隣住民の住宅の安全の確保を目指してマンション建設のストップを求めて活動を始めたのがこの事件の発端でした。

2. 行政不服申立事件から行政事件訴訟判決まで

マンション建設をストップさせるため、開発行為（切り土等）が行われているにも関わらず建築確認に際して開発許可が不要とされた問題点を中心的論点に据えて建築確認の取消しを求め、行政不服審査の申立て、行政事件訴訟の提起を行いました（民事での建築差止め仮処分も検討しましたが、保証金用に高額な費用をねん出することに困難が伴ったため断念しました。）。マンション建設の停止を勝ち取るべく努力を重ね、建築家集団による緻密な資料分析、現地調査の結果に基づき、本件マンション建設に開発が伴うこと、それを看過して建築確認処分が違法であること、周辺住民が居住する建物に顕著な変位が生じていることを告発してきました。しかしながら、係争中に問題のマンションが竣工してしまい、建築確認取消訴訟そのものについては訴えの利益が失われてしまいました。

改正行政事件訴訟法で認められた義務付け訴訟（建築基準法の是正指導処分を求める請求）に訴えの変更を行いました。同訴訟類型は訴訟要件が厳格なため、これを満たさないとして却下判決が下され、行政事件訴訟は終結しました。

3. 建築業者らを相手取った民事訴訟（第1審）

そこで、2007年3月22日、近隣住民等41名が原告となって、①景観被害の回復（建築物の一部除却請求と除却実現に至るまで継続的不法行為を理由とする損害賠償請求）、②建設工事による騒音、震動被害、家屋被害の回復（地盤強化、独立擁壁・排水施設の設置請求）、③本件マンションによる圧迫感の解消、プライバシー・日照権被害の回復、④本件マンションの地盤及び周辺住民の地盤の安全回復、等を求めて京都地方裁判所に訴訟を提起しました。行政不服審査や行政事件においては提起できる論点が限定されていましたが、民事訴訟の提起の段階でようやく、景観侵害問題を含む、この事件の全体論点を司法の場に提起することができました。以後、約2年半に亘る争点証拠整理を行い、2009年10月20日には現地進行協議期日が実施され、担当裁判官に現地における景観被害の状況、家屋被害、圧迫感、プライバシー侵害、日照被害の様子を確認してもらいました。2010年2月2日には原告本人尋問（4人）が実施され、最終弁論を経て結審しました。

2010年10月5日、判決言渡がありました。判決は、②の論点のうち騒音被害につき、近接して居住する原告9人につき、受忍限度を超えるとして各44万ないし11万円の損害賠償（総額209万円）を認めたものの、それ以外の請求は全て棄却するという不当な判断でした。

4. 民事訴訟第1審判決の内容と今後の取組み

景観権侵害の主張との関係では、国立マンション最高裁判決をふまえ、平安京造営の北の起点（玄武）となり、「枕草子」を初め多くの古典に登場し、応仁の乱では西陣の由来

となった船岡山の歴史的・文化的景観を評価し、周辺地域に居住する原告らの景観利益を認めたとする点は特筆すべきものがあります。しかし、開発行為の看過という問題についての実質的考察を欠き、本件マンションの高さ、容積率の突出を認めながら外観や植栽から周囲の景観の調和を乱す点はないとし、国立マンション最高裁判決が採用する侵害態様基準（行政法規違反、刑罰法規違反等）に実質的に違反していないとして最終的に景観権侵害を認めなかった点は大きな問題を残すものでした。京都市が今年4月に公表した「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」に示された開発行為の類型によっても本件マンション建設行為に際しては明らかに開発行為が存在します。それ故に明白な行政法規違反があると判断されるべきだったのです。また対象物を「見る」ということを本質的な要素とする景観権ないし景観利益にとって、対象物を見えなくする「高さ」「容積率」という要素は侵害判断の際の重要な要素であるはずなのにそれを軽視して判断することは本末転倒です。

その他の論点についても、原告側が提出した専門家データの信用性についての深い吟味がなされているとは評し難い判断しかなされていませんでした。

5. 今後の取組

原告団は、第1審判決を不服とし、大阪高

裁に控訴をしました。控訴審においては、改めて、より簡明に開発許可が潜脱されたことを主張立証し、重大な行政法規違反があることに光を照らし、国立マンション最高裁判例に照らしても十分に景観権侵害を認定しうることで、開発許可がなされていたら設置されるべきであった排水施設や独立擁壁の設置が認められるべきことを訴えていきたいと思っております。また開発行為と評されるべき行為が無規律に行われたことから地盤家屋被害も発生しておりその原状回復が必要であることを簡明に訴えかけていきたいと考えています。

6. 人権救済基金による援助

本件は、特定個人の生命身体財産を保全するためだけに止まらない、公共財としての環境・景観を保全するという意義をも有する事件です。そこで周辺住民という特定個人だけの負担において事件活動を進めることは妥当でないと考え、人権救済基金の利用をさせていただきました。数多くの主張書面、書証の作成、精緻な現地調査の実施のためには資金はいくらあっても足りないという状況下において、基金からの援助金は大きな励みとなりました。ここにお礼を申し上げると共に、援助のご趣旨をより一層踏まえ、本件の妥当かつ円満な解決を目指して弁護団一同、奮闘を続けたいと考えております。宜しくお願ひ申し上げます。

=2009年度人権救済基金報告=



科 目	'09年度予算額	'09年度決算額
1 会員寄附金	800,000	732,000
2 会員外寄附金	350,000	406,120
3 償還金	0	0
4 受取利息	4,000	4,135
5 雑収入	250,000	283,788
当期収入合計(A)	1,404,000	1,426,043
前年度繰越金	11,355,035	11,355,035
収入合計(B)	12,759,035	12,781,078



科 目	'09年度予算額	'09年度決算額
1 援助金	3,500,000	1,400,000
2 活動費	1,000,000	612,518
3 雑費	10,000	5,200
4 予備費	8,249,035	0
当期支出合計(C)	12,759,035	2,017,718
当期収支差額(A-C)	△11,355,035	△591,675
次期繰越収支差額(B-C)	0	10,763,360

* これまでの取扱事件一覧 *

受付日	援助番号	事件名
93/11/02	1	恩給受給地位確認等請求事件
93/11/15	2	豊田商事事件国家賠償請求事件
94/07/21	3	外国人労働者未払賃金等請求事件
95/02/27	4	一条山開発許可処分取消請求事件
95/05/08	5	児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件
95/06/26	6	障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）
95/08/21	7	家庭教師賃金支払等請求事件
96/01/09	8	障害者の刑事事件（上告）
96/09/09	9	医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
97/02/17	10	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件
97/05/28	11	ヤコブ病損害賠償請求事件
97/09/16	12	桂高校制服問題事件
98/06/03	13	8号事件の差戻審事件
98/02/26	14	浮島丸公式陳謝等請求事件
98/12/15	15	5号事件（控訴）
99/06/04	16	1号事件（控訴）
00/05/28	17	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件
00/12/28	18	日栄不当利得返還請求事件
01/01/18	19	個人情報非訂正決定処分取消請求事件
01/02/09	20	大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件
01/04/09	21	レンタルハウス被害者救済事件
01/05/31	22	半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件
01/12/13	23	5号事件（上告）
01/07/09	24	生活保護不当廃止損害賠償請求事件
02/08/22	25	ホームヘルパー養成講座事件
02/10/24	26	14号事件（控訴）
02/12/04	27	障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
03/02/28	28	20号事件（控訴）
03/02/28	29	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）
03/11/11	30	中国残留孤児国家賠償請求事件
03/12/03	31	17号事件（控訴）
03/12/04	32	20号事件（控訴 追加援助）
03/12/24	33	医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
04/04/13	34	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件
04/05/31	35	洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
05/03/09	36	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件
05/05/12	37	自衛隊イラク派遣差止等請求事件
05/06/03	38	29号事件（控訴 追加援助）
05/08/24	39	薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）
05/10/20	40	船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
06/01/06	41	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
05/10/28	42	33号事件（追加援助）
06/03/06	43	27号事件（控訴）
07/03/27	44	船岡山マンション建設損害賠償請求事件
07/06/13	45	嘱託職員賃金差別事件

次ページへ続く

前ページからの続き

受付日	援助番号	事件名
08/06/10	46	36号事件（上告）
08/10/22	47	45号事件（控訴）
09/04/20	48	障害補償給付支給処分取消請求事件
09/06/15	49	入学金返還等請求事件
10/01/27	50	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件
10/06/04	51	①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他
10/08/05	52	外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件

人権救済基金Q&A

Q 人権救済基金とは、どういうものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの他に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があります、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくても、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。



「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただく必要があります。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報は、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！
QRコードを携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会の携帯サイトに簡単にアクセスできます。
ぜひブックマークにご登録ください。

